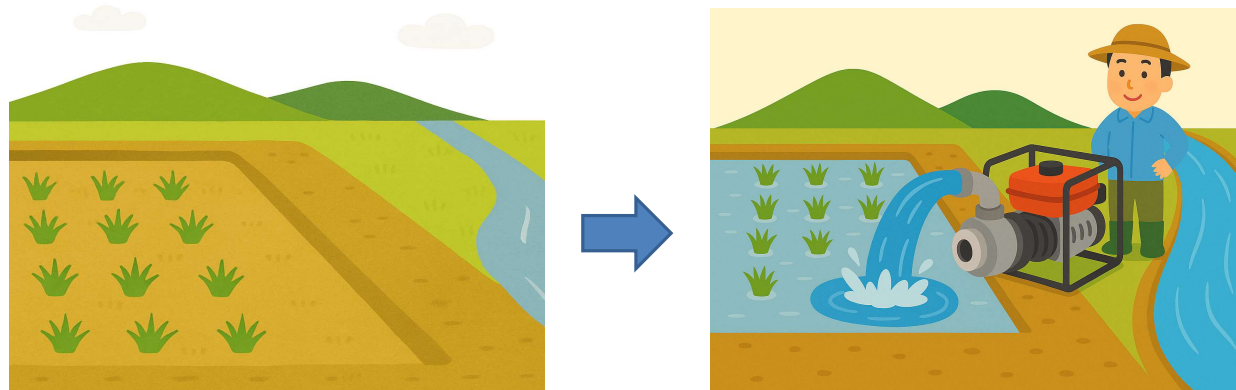


南知多町水田給水ポンプ等燃料費 助成事業補助金

～水田の多面的な機能を守り、耕作放棄地の発生を抑制するために～



対象	・出荷及び販売を目的として町内で農産物を生産する者及び団体
対象経費	・南知多町内で所有権、賃借権又は使用貸借権に基づき耕作する水利確保困難水田に給水するためのポンプの燃料費であること ・申請年度の4月1日から10月31日までの燃料費であること
補助金の額	・期間中に購入した燃料費の額の範囲内とし、補助対象水田1㎡当たり1.3円を上限とする。 ※補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
申請期間	・令和7年8月1日～令和8年2月末日
申請書類	・補助金交付申請書 ・燃料費等の購入を証する書類(領収書等) ・農地基本台帳の写し ・出荷及び販売していることがわかるもの ・補助対象水田の位置図(住宅地図でも可)
問い合わせ先	南知多町役場 産業振興課 農業水産グループ 電話:0569-65-0711 FAX:0569-65-0694 Email:nousui@town.minamichita.lg.jp 詳細情報はQRコードを スキャンしてご覧ください (町公式ページ)